国 都 計 第 121 号
令和８年 11 月２日

各都道府県都市計画・開発許可担当部局長　殿

国土交通省都市局都市計画課長
（ 公　　印　　省　　略 ）

物資の流通の効率化に関する法律の改正に伴う留意点について
（技術的助言）

今般、「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律」（令和８年法律第 21 号）が令和８年 11 月１日に施行されたところ、運用に当たっての留意事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、適切に運用いただくようお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村に対して、本通知を周知願います。

記

１．　市街化調整区域内における流通業務施設に係る開発許可については、「開発許可制度運用指針」（平成 26 年８月１日付け国都計第 67 号国土交通省都市局長通知）Ⅰ－７－１（13）において、具体的な運用にあたる留意事項を示しているところ、「物資の流通の効率化に関する法律」（平成 17 年法律第 85 号。以下「物流効率化法」という。）の改正に伴い、令和８年 11 月２日に開発許可制度運用指針を改正した。この改正により物流効率化法における認定貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設であって、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるものについて、事前に物流効率化法担当部局との間で十分な調整を行ったものに限り、市街化調整区域内であっても許可して差し支えないこととした。

２．　物流効率化法第 29 条の 12 において、認定貨物自動車中継輸送事業の用に供する特定貨物自動車中継輸送施設の整備が円滑に行われるよう都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等による処分に関する配慮規定が置かれているが、この規定は、国土交通大臣が行う物流の効率化の観点から適当であるとの判断のみによって開発許可がなされるべきとの趣旨ではなく、開発許可申請の手続があった後において、開発許可権者が貨物自動車中継輸送実施計画認定の際の調整を踏まえて審査を行うよう配慮するとの趣旨で設けられたものである。具体的には、物流効率化法第 29 条の６第７項において、貨物自動車中継輸送実施計画についての認定の際に

あらかじめ都道府県知事の意見を聴くこととされており、この意見聴取の際には都市計画の適正な運用の観点から物流効率化法担当部局と十分な調整を行うことが望ましい。

３．　開発許可担当部局においては、当該認定に係る意見照会に回答するに当たり、開発許可制度の適正な運用がなされるよう留意することが望ましい。特に、特定貨物自動車中継輸送施設の立地が市街化調整区域内において予定されている場合は、次に掲げる事項に適合することなどにより、特定貨物自動車中継輸送施設の立地が適切に行われるよう配慮することが望ましい。

①　当該特定貨物自動車中継輸送施設が高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺５キロメートルの区域内に立地されること。なお、国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 100 号。以下「物流効率化法施行規則」という。）第４条の４第１項第１号において、特定貨物自動車中継輸送施設の立地に関する基準が定められているので留意されたい。

②　開発区域に優良農地が含まれないこと及び将来において住居系の土地利用が想定されていないこと等現在及び将来の土地利用上支障がないこと。

③　当該特定貨物自動車中継輸送施設の立地に当たって市街化区域内の工業系の用途地域がないか、あっても同地域内に適地がないと認められるもの又は当該施設を市街化区域に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障をきたし若しくは交通機能を阻害し又は居住環境を悪化させると認められる場合であること。

④　当該特定貨物自動車中継輸送施設が、地域の特性、社会経済の発展状況の変化、市街化区域を含めた市街化の状況、区域区分の態様、交通の状況、地域における物流の特性等に即して相当と判断される規模のものであること。なお、物流効率化法施行規則第４条の４第 1 項第２号、第３号において、特定貨物自動車中継輸送施設の規模に関する基準が定められているので留意されたい。

４．　都道府県の都市計画担当部局においては、当該認定に係る意見照会に回答するに当たり、当該特定貨物自動車中継輸送施設の立地が、都道府県若しくは市町村が定め、又は定めようとする都市計画（都市計画法第 18 条の２に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針を含む。）に照らして適切なものか否か判断することが望ましい。この場合において、都道府県の都市計画担当部局は、あらかじめ市町村の都市計画担当部局の意見を聴くことが必要である。

５．なお、国土交通省物流・自動車局より都道府県物流効率化法担当部局に対して、別添の技術的助言が別途通知されているので、参考にしていただきたい。